

# 令和7年度(令和6年分)市県民税申告日程について【牧園地区】

## 申告会場：牧園総合支所 多目的室

※選挙、災害等、やむを得ない事情により、会場が変更になる場合があります。

### ◎待ち時間、混雑の緩和のため、お住まいの地域ごとに日程を指定しています。

- ・指定日に都合が悪い場合は、申告期間内の都合の良い日時にお越しください。
- ・霧島市役所(本庁舎)では、3月9日(日)を休日申告日として指定しております。

### ◎来場される前にご確認ください。

- ・農業所得のある方は、別紙「簡易農業所得収支計算書」をあらかじめ作成してお越しください。
- ・医療費の控除を受けたい方は、「医療費控除の明細書」をあらかじめ作成してお越しください。

### ◎無収入や障害年金などの非課税収入のみの方は、「市県民税簡易申告書」をお使いください。

該当される方は、別紙「市県民税簡易申告書」を使い、郵送、ファックス、メールで申告できます。「申告書」の裏面をよく読んで、ご提出ください。

月	日	曜日	対 象 地 域	
			午前(受付時間9:00~11:30)	午後(受付時間1:00~4:00)
2月	12	水	牧園地区	
	13	木		
	14	金		
	15	土	休 日	
	16	日		
	17	月	牧園地区	
	18	火		
	19	水		
	20	木	三体地区・万膳地区	
	21	金		
	22	土	休 日	
	23	日		
	24	月	振替休日	
	25	火		
26	水	三体地区・万膳地区		

月	日	曜日	対 象 地 域	
			午前(受付時間9:00~11:30)	午後(受付時間1:00~4:00)
2月	27	木	中津川地区・持松地区	
	28	金		
3月	1	土	休 日	
	2	日		
	3	月	中津川地区・持松地区	
	4	火		
	5	水		
	6	木	高千穂地区	
	7	金		
	8	土	休 日	
	9	日		
	10	月	高千穂地区	
	11	火		
	12	水		
	13	木	全日程で申告に来られなかった方	
	14	金		
	15	土	休 日	
	16	日		
	17	月	全日程で申告に来られなかった方(所得税の申告期限は17日(月)です)	

◎以下の方は加音ホールでの申告になります。

- ①住宅ローン控除の初年度の申告      ②土地、建物、山林、株式の売却に係る申告
- ③先物取引に係る所得の申告          ④配当所得の申告
- ⑤雑損控除の申告                      ⑥青色申告

※②～④に該当する方で、所得税の納付や還付、繰越控除が発生しない際には、市役所の会場で申告ができる場合があります。

■お問い合わせ先 牧園総合支所 地域振興課 0995-45-5111 (内線5423)

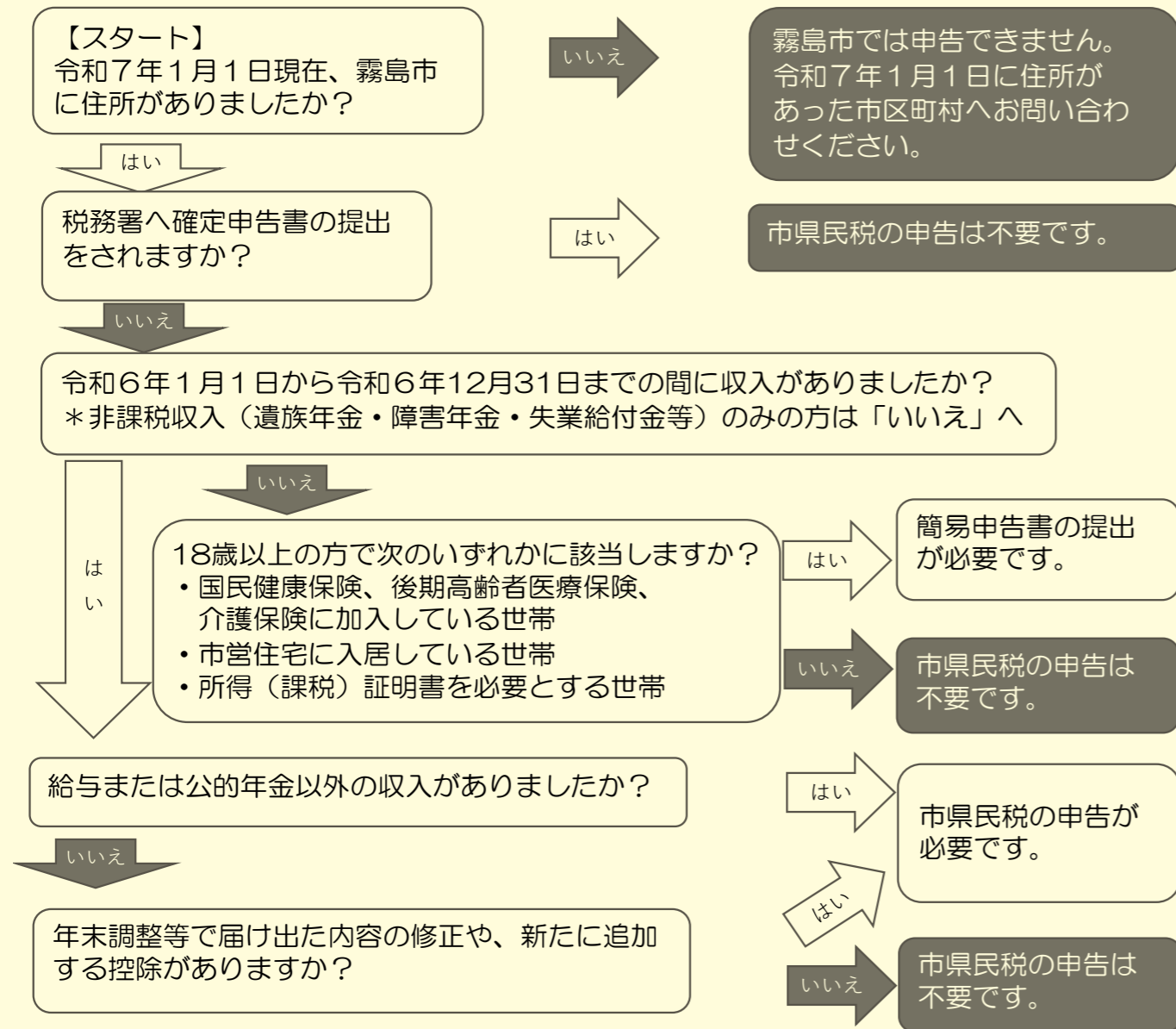
※所得税及び消費税の確定申告に関するご不明な点は、加治木税務署(0995-62-2161)までお問い合わせください。

令和7年度  
(令和6年分)

## 市県民税申告のご案内

### ■市県民税申告が必要な方

・下のフローチャートに沿って、申告が必要か確認してください。



### ★申告日程表等の全戸配布の廃止について★

全戸配布をしている「申告日程表」は、ホームページや広報誌にも掲載していることから、来年度からは班回覧へと変更いたします。それに伴い、「市県民税簡易申告書」、「簡易農業所得収支計算書」、「医療費控除の明細書」も、来年度からは全戸配布を廃止いたします。必要な方は、今年度申告した際に来年度分を持ち帰るか、班回覧時にコピーされるか、本庁舎や各総合支所担当窓口での受け取り、霧島市のホームページ内で検索、若しくは下記のQRコード読込先のページから必要な書類をダウンロードしてください。

ダウンロード  
ページはこちら →



<簡易申告書の提出先>  
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1  
霧島市役所 税務課 市民税グループ 宛  
ファックス：0995-64-0931  
メール：shinkoku@city-kirishima.jp

### ■申告に必要なものについて

#### ①本人確認書類

マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

#### ②収入及び必要経費を証明できる書類・帳簿等

年金収入がある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構、企業年金連合会等から送付。
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票	給与支払者が発行。
事業・農業・不動産業を営んでいる方	収支内訳書 や 肉用牛売却証明書(牛農家)。	
その他の収入がある方	シルバー人材センターの配分金証明書、個人年金支払証明書、満期保険金の支払明細書等のその収入金額や経費が分かるもの。	

#### ③社会保険料控除・生命保険料控除を受けるための資料

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済証明書	当市は1月下旬に収納課から送付。
任意継続保険料納付済証明書	保険証の発行元にお尋ねください。
国民年金控除証明書	日本年金機構から送付。
生命保険料・地震保険料控除証明書等	加入している保険会社から送付。

#### ④障害者控除を受けるための資料

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等

#### ⑤配偶者(特別)控除、扶養控除を受けるための資料

対象者に収入がある場合は、その収入等が分かるもの(上記②を参考にしてください。)

#### ⑥医療費控除を受けるための資料

医療費控除の明細書(明細書の記載例を参考に記入してください。)

※紙おむつ(大人用)の購入費用を含める場合、「おむつ使用証明書」が必要です。

#### ⑦寄附金控除(ふるさと納税など)を受けるための資料

寄附した団体などから交付される寄附金の受領証明書等

#### ⑧申告者本人名義の通帳等、還付金の受取口座が分かる資料

申告者本人名義の通帳やキャッシュカード(所得税の還付申告をされる方のみ)

※職員は、領収書等の振り分けや計算は行いませんので、必ず済ませてお越しく  
ださい。

※申告の内容によっては、上記以外のものが必要になる場合があります。